

令和 8 年 9 月 11 日

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

分任支出負担行為担当官

群馬森林管理署長 古藤 信義

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 件名 群馬森林管理署 水沼森林事務所 床下点検口設置及び床束点検業務
※詳細については別紙仕様書のとおり
2. 履行期限 令和 8 年 11 月 27 日（金）
※業務を施行しない時間帯 17 時 15 分～8 時 30 分
3. 履行場所外 群馬県桐生市黒保根町水沼 266-1
水沼森林事務所 建面積 82.39 m² 延床面積 82.39 m²
4. 見積書等提出日時・場所
 - ・日時 令和 8 年 9 月 30 日（金） 10 時 00 分まで
 - ・場所 群馬森林管理署 総務グループ 総括事務管理官
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目 16-25
メールアドレス：ks_gunma_postmaster@maff.go.jp
※郵便（締切日時必着）及びメールによる提出も認めます。
5. 提出書類
 - ・ 見積書
 - ・ 内訳書（様式任意）
 - ・ 下記 8 の資格を証明できる書類の写し
 - * 見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付を記入してください。
 - * 郵便の場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「＜事業名＞ 見積書在中」と朱書きで記載して提出してください。
 - * メールの場合は、件名に「＜事業名＞ 見積書提出」と記載してください。
6. 契約の締結日 見積採用の日から 10 日以内
7. 契約条件等 契約条件については、別紙「業務請負契約書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

8. 必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 「令和7・8年度の関東森林管理局における建築工事に係る競争参加資格のうち、「建築工事一式」の等級がC又はDの認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）」
- (3) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、群馬県内に所在すること。

9. その他 見積書の提出前に、関東森林管理局 HP 掲載の「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。

(担当：総務グループ 総括事務管理官)

(電話：027-210-1203)

メール：ks_gunma_postmaster@maff.go.jp

群馬森林管理署 水沼森林事務所 床下点検口設置及び床束点検業務 仕様書

1 実施場所 群馬県桐生市黒保根町水沼 266-1

建面積 82.39 m² 延床面積 82.39 m²

2 実施内容

(1) 床下調査実施に必要な床下点検口設置及び建物基礎換気孔^{はっ}のやり

① 発注者が指定する箇所に床下点検口を設置 2箇所作成

点検口のサイズは、600mm×600mm とする。

点検口設置にあたっては、大引を避けて設置すること。

② 庁舎の床下点検を行うため建物基礎換気孔のやりによる拡大箇所 3か所

やりによる拡大は、床下点検業務を行うために必要最小限の幅とする。

また、鉄の露出部には、腐食防止の措置をすること。

*①及び②については、別添図面により発注者が指定する箇所で実施。

(2) 床束点検：箇所数 49箇所（坪基礎を含む）

- ・ 水沼森林事務所の床下に設置してある床束を点検し床束の浮き及び束石の破損状況の点検を実施する。
- ・ 点検結果を、別途報告書により発注者に報告すること。報告にあたっては、床束の位置及び写真を添付したものとする。

(3) 床束修繕の補修

- ・ 上記2（2）の点検により補修が必要と確認された床束の補修箇所 10箇所
- ・ 床束の補修方法は、パッキン補修板を使用すること。
- ・ その他の補修方法（万能支持脚及びコンクリート束石の交換等）が必要な場合は、事前に監督職員に協議し了解を得ること。
- ・ 床束補修箇所数については、発注時点で想定している最大個所数であり、2（2）で実施する床下調査に伴い補修箇所の増減があるものとし、補修箇所の増減に伴い変更契約を締結することとする。

(4) 廃棄物の処分

- ・ 発生した廃棄物については、地元市町村から許可された産業廃棄物処理施設に運搬して適切に処分すること。
- ・ 請負者は、産業廃棄物の運搬及び処分を委託するに当たり、廃棄物処理法に基づき適正にマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付すること。

- ・ 請負者は、本業務の産業廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成して発注者に提出すること。

3 その他必要事項

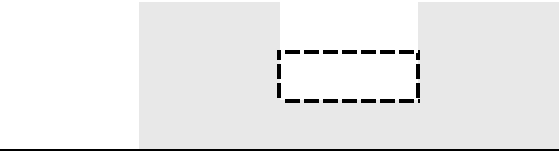
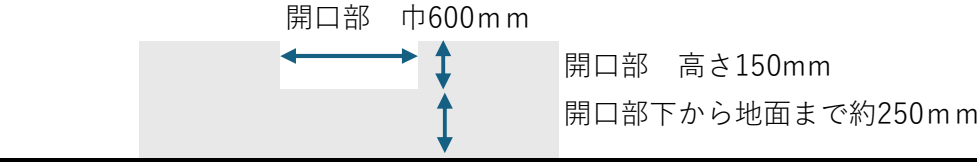
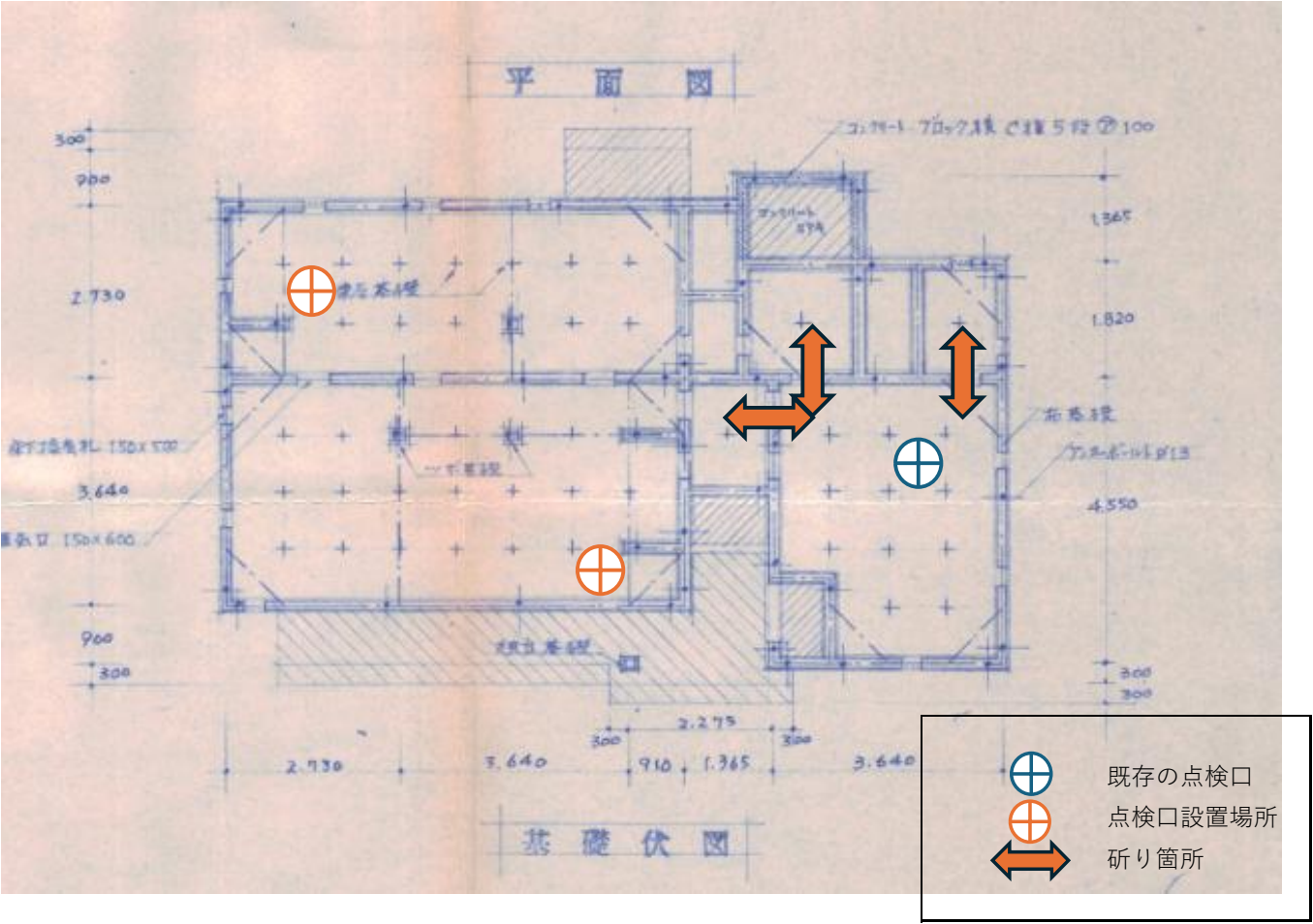
- (1) 本件の問合せ窓口及び担当職員は次のとおりとする。

群馬森林管理署 総務グループ 総括事務管理官

電話番号 027-210-1203

- (2) 責任の所在：業務の履行に当たっては、受注者が最終的に責任を負うものとする。
- (3) その他：本業務の履行に当たり更に詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要な打合せ・調整を行うものとする。

(別添)



斫りについては、床下点検等のための作業員が行き来できる必要最小限とする。

(案)

業務請負契約書

- 1 業務名 群馬森林管理署 水沼森林事務所 床下点検口設置及び床束点検業務
- 2 履行場所 群馬森林管理署 水沼森林事務所 群馬県桐生市黒保根町水沼 266-1
- 3 案件内容・仕様 別添「群馬森林管理署 水沼森林事務所 床下点検口設置及び床束点検業務 仕様書」のとおり
- 4 契約期間 自 令和8年10月〇日 (契約締結日の翌日)
至 令和8年11月27日
- 5 業務を施行しない時間帯 17時15分～8時30分
- 6 契約金額(税込) ￥〇〇〇, 〇〇〇. -
(うち消費税及び地方消費税相当額 ￥〇〇, 〇〇〇. -)
- 7 契約保証金 免除

上記契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 群馬森林管理署長 古藤 信義 (以下「甲」という。)と請負者 〇〇〇(会社名) 〇〇〇(役職名) 〇〇〇(氏名) (以下「乙」という。)との間において次の契約条件により契約を締結し、その契約の成立の証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

発注者 (甲) 群馬県前橋市岩神町4丁目16-25
分任支出負担行為担当官
群馬森林管理署長 古藤 信義 印

請負者 (乙)

印

契 約 条 件 書 (役務)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって業務を完了したものとする。
甲は履行完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、履行期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は履行期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに履行期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は業務を完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 業務完了後 1 年以内に契約物件にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

案

様式第1号（第3条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
群馬森林管理署長 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ (税込)

¥ (税抜)

ただし の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。